

昭和四十八年運輸省令第四十九号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に
関する規則

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ
二、第六条ノ三、第六条ノ四第二項、第九条第五
項、第十二条第二項、第二十九条ノ三、第二十九
条ノ四第一項及び第二十九条ノ六の規定に基づ
き、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に關
する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る事業
場の認定（第三条―第十二条）

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場
の認定（第十三条―第二十八条）

第四章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に
係る事業場の認定及び整備規程の認可
（第二十九条―第四十四条）

第五章 雑則（第四十四条の二―第四十七条）

附則
第一章 総則
（趣旨）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以
下「法」という。）第六条ノ二、第六条ノ三又は
第六条ノ四第一項の規定による事業場の認定
、法第六条ノ三又は第六条ノ四第二項の規定
による整備規程の認可及び同条第一項の規定に
よる運用規程の認可に關しては、法に定めるも
ののほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法に
おいて使用する用語の例による。

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る
事業場の認定
（認定）

第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章におい
て「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は
物件の製造工事又は改造修理工事の能力につい
て行う。

- 一 小型船舶
- 二 鋼製船体
- 三 木製船体
- 四 強化プラスチック製船体
- 五 アルミニウム合金製船体
- 六 船尾骨材
- 七 かじ
- 八 だ頭材及びだ心材

- 九 倉口覆布の布地
- 十 水密すべり戸
- 十一 不燃性材料
- 十二 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の
仕切りの材料
- 十三 火災の危険の少ない家具及び備品
- 十四 防火戸の動力開閉装置
- 十五 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の
防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面
仕上材
- 十六 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料
- 十七 鋼材
- 十八 鋼材以外の金属材料
- 十九 プラスチック樹脂
- 二十 ガラス繊維
- 二十一 ゴム布
- 二十二 蒸気タービン
- 二十三 内燃機関
- 二十四 船内外機
- 二十五 船外機
- 二十六 ガスタービン
- 二十七 ボイラ
- 二十八 排気タービン過給機
- 二十九 ポンプ（油圧ポンプを除く。）
- 三十 油圧ポンプ及び油圧モータ
- 三十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及
び貨物タンクを除く。）
- 三十二 熱交換器
- 三十三 内燃機関のシリンダ、シリンダライ
ナ、シリンダカバー及びピストン
- 三十四 空気圧縮機（手動式のものを除く。）
- 三十五 縦軸推進装置
- 三十六 船尾軸封装置
- 三十七 ウォータージェット推進装置
- 三十八 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラス
ト軸、プロペラ軸及び船尾管
- 三十九 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及
び変速装置
- 四十 弁及びコック
- 四十一 燃料油タンク
- 四十二 ゴムホース
- 四十三 弾性体のゴムエレメント
- 四十四 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装
置の制御盤
- 四十五 操だ装置
- 四十六 膨脹式救命いかだ
- 四十七 救命艇及び救助艇の内燃機関

- 四十八 救助艇の船外機
- 四十九 火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己
発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救
命索発射器
- 五十 消火器
- 五十一 船灯
- 五十二 揚貨装置
- 五十三 発電機
- 五十四 電動機
- 五十五 変圧器
- 五十六 配電盤
- 五十七 制御器
- 五十八 定周波装置
- 2 認定は、改造又は修理の工事の別、船舶又は
物件の範囲その他の事項について必要な限定を
して行うことができる。
- （認定の申請）
- 第四条 認定を受けようとする者は、事業場認定
申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附
して国土交通大臣に提出しなければならない。
一 次条第一項第一号から第六号まで及び第八
号に掲げる基準に適合することを説明する
書類
- 二 法第六条ノ二（型式承認に係る船舶又は物
件にあつては、法第六条ノ五第二項）の確定
（以下この章において単に「確定」という。）
の方法を記載した書類
- 三 認定に係る船舶又は物件の製造又は改造若
しくは修理の実績を記載した書類
- 四 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説
明する書類
- 2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか
認定のために必要な書類の提出を求め、又は同項
に規定する書類の一部についてその提出を免除
することができる。
- （認定の基準）
- 第五条 認定の基準は、次のとおりとする。
一 次に掲げる施設及び設備を有すること。た
だし、認定に係る船舶又は物件が第三条第二
項の規定により限定されること等の事由によ
り国土交通大臣が必要がないと認める施設又
は設備については、この限りでない。
イ 別表第一に掲げる設備のうち認定に係る
船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事
に必要な設備
ロ 別表第二に掲げる設備のうち認定に係る
船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事

について確認のため行う検査その他の当該
船舶又は物件の品質の維持を図るため行う
検査（以下「自主検査」という。）に必要
な設備

ハ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は
改造修理工事及び自主検査に必要な面積並
びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、
運搬設備等の設備を有する作業場

ニ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は
改造修理工事に必要な材料、部品等を保管
するために適切な施設

次に掲げる人員を有すること。

イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は
改造修理工事及び自主検査を適正に行うこ
とができる人員

ロ 次のいずれかに該当する者であつて、認
定に係る製造工事若しくは改造修理工事又
は自主検査を行う人員を直接監督するもの
(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令
第三百八十八号）による大学、学校教育
法による高等専門学校、旧専門学校令
（明治三十六年勅令第六十一号）による
専門学校又は国土交通大臣がこれらと同
等以上と認めて告示で指定した学校にお
いて、次の表の上欄に掲げる認定に係る
船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄
に掲げる学科における所定の課程を修め
て卒業し（当該学科における所定の課程
を修めて同法による専門職大学の前期課
程を修了した場合を含む）、かつ、当該
事業場における認定に係る船舶又は物件
の製造工事若しくは改造修理工事又は自
主検査について、学校教育法又は旧大学
令による大学の卒業生（学校教育法によ
る短期大学の卒業生を除く。）にあつて
は三年以上、その他の者にあつては五年
以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件		学科
一 第三条第一項第一号から 第五号までに掲げるもの	造 船 に 関 する 学 科	
二 第三条第一項第六号から 第八号までに掲げるもの	造 船 又 は 機 械 に	

三 第三条第一項第九号、第十一号から第十三号まで、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで、第四十二号又は第四十三号に掲げるもの	化学に関する学
四 第三条第一項第十四号、第四十四号又は第五十一号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学
五 第三条第一項第十号、第十七号、第十八号、第二十二号から第三十五号まで、第三十七号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	機械に関する学
六 第三条第一項第三十六号、第四十六号、第四十九号又は第五十号に掲げるもの	化学又は機械に関する学
(2) (1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者 ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。） 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。 イ 製造工事又は改造修理工事の実施組織から独立していること。 ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。 四 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。 イ 工程に関する管理 ロ 作業に関する管理 ハ 工作に関する基準 ニ 材料及び部品に関する管理 ホ 外注に関する管理 ヘ 自主検査に関する基準 五 第一号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。	

六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。 イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に必要な図面、規格に関する書類その他の資料 ロ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に関する記録 ハ 前号の較正に関する記録 七 当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の実績が十分であること。 八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。 二 第十一条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。 (認定書の交付) 第六条 国土交通大臣は、製造工事に係る認定をしたときは製造事業場認定書（第二号様式）を、改造修理工事に係る認定をしたときは改造修理事業場認定書（第三号様式）を交付する。 (認定の有効期間) 第七条 認定の有効期間は、五年以内とする。 (確認の方法等) 第八条 確認は、第四条第一項第二号の書類に記載された方法に従つて、検査主任者に行わせなければならない。 二 検査主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に、法第六条ノ二の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第五号様式）を、法第六条ノ五第二項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。 三 法第九条第五項の国土交通省令で定める標示は、第六号様式とする。 四 第二項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。 第九条及び第十条 削除 （認定の失効及び取消し） 第十一条 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定は、その効力を失う。 一 死亡し、又は解散したとき。 二 認定に係る事業を廃止したとき。 三 認定を辞退したとき。	
--	--

二 国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。 一 第五条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。 二 第八条、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。 三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、第八条第二項に規定する認印又は同条第三項に規定する標示を付したとき。 四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。 (告示) 第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。 一 認定をしたとき。 二 第四十四条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。 三 前条第一項の規定により認定がその効力を失つたとき。 四 前条第二項の規定により認定を取り消し、又はその効力を停止したとき。 第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定 第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。 一 小型船舶 二 小型船舶の船体 三 内燃機関 四 船外機 五 船外機 六 ガスタービン	
--	--

七 排気タービン過給機 八 膨脹式救命いかだ 九 膨脹式救命浮器 十 膨脹式救助艇 十一 複合型救助艇 十二 膨脹式救命胴衣 十三 イマージョン・スーツ（膨脹式のものに限る。） 十四 非常用位置指示無線標識装置 十五 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十六 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十七 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置 十八 レーダー・トランスポンダー 十九 搜索救助用位置指示送信装置 二十 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置 二十一 遭難信号自動発信器 二十二 持運び式双方向無線電話装置 二十三 固定式双方向無線電話装置 二十四 降下式乗込装置 二十五 整備規程には、船舶又は物件の要目、寸法及び性能を記載し、かつ、その主要部の構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を图示したうえ、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 分解及び組立の方法並びに使用治工具 二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法 三 部品又は部材ごとの使用時間、損傷の程度等による使用限度の判定基準 四 組立後の調整の方法 五 臨時検査を受けなければならないこととなる修理の範囲 二十六 整備規程の認可を受けようとする者は、申請書に整備規程三部及び次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。 一 整備規程に係る船舶又は物件の耐久試験及び使用実績に関する資料その他整備規程の内容が妥当なものであることを説明する書類 二 整備規程に係る船舶又は物件の製造の実績を記載した書類 (整備規程の変更の認可) 第十四条 整備規程の認可を受けた者は、整備規程を変更しようとするときは、申請書に整備規程の変更部分の抜粋三部及び変更に係る前条第三項各号に掲げる書類を添附して国土交通大	
---	--

臣に提出し、その認可を受けなければならない。
（変更命令）

第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る船舶又は物件に関する法第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

第十六条 削除

（整備規程の認可の失効及び取消し）

第十七条 整備規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は整備規程の認可に係る事業を廃止したときは、整備規程の認可は、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。

- 一 第十四条の規定による変更の認可を受けないうで、第二十七条第一項の規定により法第六条ノ三の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改訂したとき。
- 二 第十五条の規定による命令に従わなかつたとき。
- 三 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 四 認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

（告示）
第十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。

- 一 整備規程の認可をしたとき。
- 二 第十四条の規定による整備規程の変更の認可をしたとき。
- 三 前条第一項の規定により整備規程の認可がその効力を失つたとき。
- 四 前条第二項の規定により整備規程の認可を取り消したとき。

（認定）
第十九条 認定は、認可を受けた整備規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その整備の能力について行う。

2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。

（認定の申請）

第二十条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあっては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 認定に係る整備規程を当該整備規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類
- 二 次条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類
- 三 法第六条ノ三の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類
- 四 認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績を記載した書類
- 五 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類

2 地方運輸局長は、前項に規定するもののほか認定のために必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（認定の基準）

第二十一条 認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 認定に係る整備規程の認可を受けた者から当該整備規程の供与を受けていること。
- 二 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第十九条第二項の規定により限定をされること等の事由により地方運輸局長が必要がないと認める施設又は設備については、この限りでない。
- イ 別表第三に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備に必要な設備
- ロ 別表第四に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備について確認のため行う検査に必要な設備
- ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場
- ニ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な材料、部品等を保管するために適切な施設
- 三 次に掲げる人員を有すること。

イ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を適正に行うことができる人員

ロ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を行う人員を直接監督するもの

ハ 一年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「整備主任者」という。）

四 整備主任者が整備及びその確認のため行う検査に関し責任を有する制度を有すること。

五 認定に係る船舶又は物件の整備に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。

イ 作業に関する管理

ロ 材料及び部品に関する管理

ハ 確認のため行う検査に関する基準

六 第二号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。

七 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ 整備規程

ロ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な図面その他の資料

ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関する記録

二 前号の較正に関する記録

八 当該事業場における認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績が十分であること。

九 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。

2 第二十八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができる。

（認定書の交付）
第二十二条 地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書（第八号様式）を交付する。

（認定の有効期間）

第二十三条 認定の有効期間は、五年以内とする。

（確認の方法等）

第二十四条 確認は、第二十条第一項第三号の書類に記載された方法に従つて整備主任者に行わせなければならない。

2 整備主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に確認したことを証する認印（第九号様式）を附し、整備済証明書（第十号様式）を整備を依頼した者に交付しなければならない。

3 前項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（整備規程の供与等）

第二十七条 整備規程の認可を受けた者は、当該整備規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた整備規程である旨及び氏名又は名称を記載した整備規程を供与しなければならない。

2 整備規程の認可を受けた者は、第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。

3 第一項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程を認定に係る事業場に備えておくとともに、供与を受けた後一年ごとに、当該整備規程が、認可を受けた整備規程（第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程）と相違ないことについて当該整備規程の認可を受けた者の検認を受けなければならない。

（認定の失効及び取消し）

第二十八条 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失う。

- 一 死亡し、又は解散したとき。
- 二 認定に係る事業を廃止したとき。
- 三 認定を辞退したとき。
- 四 認定に係る整備規程の認可が効力を失い、又は取り消されたとき。

2 地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

- 一 第二十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第二十四条、前条第三項、第四十四条の二（同条第一項の表第三号及び第四号に係る部

分に限る。又は第四十四条の三（同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に第二十四条第二項に規定する認印を附し、又は認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件について同項の整備済証明書を交付したとき。

四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

第四章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可（運用規程の認可）

第二十九条 法第六条ノ四第一項の国土交通省令で定める船舶又は物件は、次に掲げるものとする。

- 一 浮体式洋上風力発電施設の船体
- 二 蒸気タービン
- 三 内燃機関
- 四 船内外機
- 五 船外機
- 六 ガスタービン
- 七 ボイラ
- 八 排気タービン過給機
- 九 ポンプ（油圧ポンプを除く。）
- 十 油圧ポンプ及び油圧モータ
- 十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）
- 十二 熱交換器
- 十三 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバー及びピストン
- 十四 空気圧縮機（手動式のものを除く。）
- 十五 縦軸推進装置
- 十六 船尾軸封装置
- 十七 ウォータージェット推進装置
- 十八 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管
- 十九 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及び変速装置
- 二十 弁及びコック
- 二十一 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤

二十二 係船機

二十三 操舵装置

二十四 船灯

二十五 揚貨装置

二十六 発電機

二十七 電動機

二十八 変圧器

二十九 配電盤

三十 制御器

三十一 定周波装置

二十六 法第六条ノ四第一項の規定による運用規程の認可は、同項の設備等（以下「遠隔監視設備等」という。）の運用の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

三 運用規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 遠隔から状態を監視する船舶又は物件の範囲

二 遠隔監視設備等の取扱方法

三 船舶又は物件に異常が生じた場合における警報の種類及び意味

四 遠隔監視設備等に故障その他の不具合が生じた場合の対応に関する事項

五 その他遠隔監視設備等の適切な運用に關し必要な事項

四 運用規程の認可を受けようとする者は、申請書に運用規程三部及び次に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 運用規程に係る遠隔監視設備等の使用実績に関する資料その他運用規程の内容が妥当なものであることを説明する書類

二 運用規程に係る遠隔監視設備等の製造の実績を記載した書類

（運用規程の変更の認可）

第三十条 運用規程の認可を受けた者は、運用規程を変更しようとするときは、申請書に運用規程の変更部分の抜粋三部及び変更に係る前条第四項各号に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

（運用規程の認可の失効及び取消し）

第三十一条 運用規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は運用規程の認可に係る事業を廃止したときは、運用規程の認可は、その効力を失う。

二 国土交通大臣は、運用規程の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、運用規程の認可を取り消すことができる。

- 1 前条の規定による変更の認可を受けないで、第三十八条第一項の規定により法第六条ノ四第一項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した運用規程を改訂したとき。
- 二 第三十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 認可を受けていない運用規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

（遠隔支援業務）

第三十二条 法第六条ノ四第一項の国土交通省令で定める業務は、船舶又は物件の状態に関する情報を収集し、及び当該情報を分析し又は当該物件を制御し、並びに当該分析の結果又は制御の結果に基づき、当該船舶又は物件の保守管理に資する情報その他の船舶の航行に資する情報の提供を行う業務とする。

（認定）

第三十三条 認定は、認可を受けた運用規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その遠隔支援業務の能力について行う。

二 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。

（認定の申請）

第三十四条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第十一号様式）に次に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 認定に係る運用規程を当該運用規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類

二 次条第一項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類

三 認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績を記載した書類

四 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか認定のために必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（認定の基準）

第三十五条 認定の基準は、次のとおりとする。

一 認定に係る運用規程の認可を受けた者から当該運用規程の供与を受けていること。

二 次に掲げる設備を有すること。

イ 船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十二条に規定する遠隔

支援業務用設備等を備え付けた船舶を対象として、認定に係る第三十二条に規定する収集及び分析又は制御並びに提供を行うことができる設備

ロ 認定に係る船舶又は物件に異常が生じた場合に事業場において警報を発することができる設備

ハ 第三十二条に規定する船舶の航行に資する情報その他の認定に係る遠隔支援業務に関する情報（当該業務に係る船舶自動化設備特殊規則第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等において保存されるものを除く。）を前回の定期検査から次の定期検査までの間保存することができる設備

三 認定に係る遠隔支援業務を適正に行うことができる人員

ロ 認定に係る遠隔支援業務に關し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る遠隔支援業務を行う人員を直接監督するもの

四 認定に係る遠隔支援業務を実施する組織が当該業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。

五 認定に係る遠隔支援業務に關し、次に掲げる事項が適切なものであること。

イ 作業の実施方法

ロ 設備に関する管理

ハ 外注に関する管理

六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ 運用規程

ロ 認定に係る遠隔支援業務に必要な資料

ハ 認定に係る遠隔支援業務に関する記録

七 当該事業場における認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績が十分であること。

八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。

第三十九条第二項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができる。

(3) 第五条第一項第三号に規定する制度 (4) 第五条第一項第四号イからへまでに掲げる事項 (5) 第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度	二 法第六天災その他の事由により前号中国土 条ノ二の規欄に掲げる事項について変更が交通 定による認生じた場合(1)、(4)又は大臣 定を受けた(5)に掲げる事項についての軽 微な変更であつて、当該事業場の の製造工事又は改造修理工事の 能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。	三 法第六次に掲げる場合 条ノ二の規(1) 当該認定を受けた者の氏交通 定による認名又は名称に変更があつたとき。大臣 定を受けた(2) 当該認定に係る事業場の 名称又は所在地の住居表示に変 更があつたとき。 (3) 当該認定に係る事業を廃止したとき。	四 法第六次に掲げる場合 条ノ二の規又は解散したとき。 定による認定を受けた者 の相続人又は清算人	五 法第六次に掲げる場合 条ノ三の規(1) 当該認可を受けた者の氏交通 定による認名若しくは名称又は住所に変更大臣 可を受けたがあつたとき。 (2) 当該認可に係る事業を廃止したとき。	六 法第六次に掲げる場合 条ノ三の規又は解散したとき。 定による認定を受けた者 の相続人又は清算人	七 法第六次に掲げる事項について変更し地方 条ノ三の規ようとする場合(1)、(4)又運輸 定による認は(5)に掲げる事項について局長 定を受けたの軽微な変更であつて、当該事業場の整備の能力に影響を及ぼ	すおそれのないものに係る場合を除く。 (1) 第二十一条第一項第二号に掲げる施設及び設備 (2) 整備主任者 (3) 第二十一条第一項第四号に規定する制度 (4) 第二十一条第一項第五号イからへまでに掲げる事項 (5) 第二十一条第一項第六号又は第七号に規定する制度	八 法第六天災その他の事由により前号中国土 条ノ三の規欄に掲げる事項に変更が生じた運輸 定による認場合(1)、(4)又は(5)に局長 定を受けた掲げる事項についての軽微な変 更であつて、当該事業場の整備 の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。	九 法第六次に掲げる場合 条ノ三の規(1) 当該認定を受けた者の氏運輸 定による認名又は名称に変更があつたとき。局長 定を受けた(2) 当該認定に係る事業場の 名称又は所在地の住居表示に変 更があつたとき。 (3) 当該認定に係る事業を廃止したとき。	十 法第六次に掲げる場合 条ノ三の規又は解散したとき。 定による認定を受けた者 の相続人又は清算人	十一 法第六次に掲げる場合 六条ノ四第(1) 当該認可を受けた者の氏交通 一項の規定名若しくは名称又は住所に変更大臣 による認可があつたとき。 (2) 当該認可に係る事業を廃止したとき。	十二 法第六次に掲げる事項について変更し地方 六条ノ四第又は解散したとき。 一項の規定による認可を受けた者 の相続人又は清算人	は清算人	十三 法第六次に掲げる事項について変更し国土 六条ノ四第ようとする場合(1)、(4)又交通 一項の規定は(5)に掲げる事項について大臣 による認定の軽微な変更であつて、当該事業場の遠隔支援業務を行う能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。 (1) 第三十五条第一項第二号に掲げる設備 (2) 第三十五条第一項第三号に掲げる者 (3) 第三十五条第一項第四号に規定する組織 (4) 第三十五条第一項第五号に掲げる事項 (5) 第三十五条第一項第六号に規定する制度	十四 法第六天災その他の事由により前号中国土 六条ノ四第欄に掲げる事項に変更が生じた交通 一項の規定場合(1)、(4)又は(5)に大臣 による認定掲げる事項についての軽微な変 更であつて、当該遠隔支援業務を行う能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。	十五 法第六次に掲げる場合 六条ノ四第(1) 当該認定を受けた者の氏交通 一項の規定名又は名称に変更があつたとき。大臣 による認定(2) 当該認定に係る事業場の 名称又は所在地の住居表示に変 更があつたとき。 (3) 当該認定に係る事業を廃止したとき。	十六 法第六次に掲げる場合 六条ノ四第又は解散したとき。 一項の規定による認定を受けた者 の相続人又は清算人	十七 法第六次に掲げる場合 六条ノ四第(1) 当該認可を受けた者の氏交通 二項の規定名若しくは名称又は住所に変更大臣 による認可があつたとき。 (2) 当該認可に係る事業を廃止したとき。	は清算人	十八 法第六次に掲げる事項について変更し国土 六条ノ四第又は解散したとき。 二項の規定による認可を受けた者 の相続人又は清算人	(職権の委任) 第四十五条 法第六条ノ三の認定に係る国土交通大臣の職権は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長(その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。)が行う。 (經由機関) 第四十六条 第四条、第四十四条の二(同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。) 及び第四十四条の三(同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。) の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して行うものとする。 2 第十三条第三項、第十四条、第二十九条第四項、第三十条、第三十四条、第四十条第三項、第四十一条、第四十四条の二(同条第一項の表第五号に係る部分に限る。) 及び第四十四条の三(同条の表第五号、第六号及び第十一号から第十八号までに係る部分に限る。) の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局長(その住所が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長)を経由して行うものとする。 (手数料) 第四十七条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	手数料を納金額 付すべき者 一 製造工 事に係る法一件につき五十二万百円(情報通信第六条ノ二技術を活用した行政の推進等に関する認定を受ける法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、五十一万九千	る者
---	---	--	---	---	---	--	---	---	--	---	--	---	-------------	---	--	---	--	--	-------------	---	---	--	-----------

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に

附則（平成二十二年一月二九日運輸省令第三十九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免許更新交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の

登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までの登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七十九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三十四号）
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年二月二一日国土交通省令第一〇六号）
（施行期日）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号）
（施行期日）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（平成二二年二月二二日国土交通省令第六十九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二六年六月二二日国土交通省令第五十三号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年八月一日国土交通省令第四八号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三号第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ、ポンプ	内燃機関の冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ（油圧ポンプ、ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプを除く）	燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、除く）	消火ポンプ、バラストポンプ並びに貨物油ポンプ	内燃機関の油冷却器及び水冷却器並びに熱交換器	排気タービン過給機の空気冷却器
-----------------------	---	---------------------	------------------------	------------------------	-----------------

附則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五十六号）
（施行期日）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和元年二月二六日国土交通省令第四十七号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一月一九日国土交通省令第七一号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九七号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表第一（第五号関係）

区分	設備
小型船舶	1 鋼製船体、木製船体、強化プラスチック製船体又はアルミニウム合金製船体の項に定める設備
1	次のイ、ロ又はハに掲げる設備
2	内燃機関、プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸、船尾管、プロペラ軸系の逆転機及び減速装置に係る項に定める設備
ロ	船内外機に係る項に定める設備
ハ	船外機に係る項に定める設備
3	その他認定に係る小型船舶の製造工事のための作業に必要な設備
鋼製船体	1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2	鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ	ひずみ取り機械
ロ	ショットブラストその他の鋼材のミルスケール除去に必要な設備

動発信器にあつては、ストップウオッチ
テストター
遭難信号自動発信器にあつては、モールス符号レコード
浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信装置又は小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置にあつては、信号レコード
又 持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置にあつては、放電器及び充電器
2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、リーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置、小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置、遭難信号自動発信器、持運び式双方向無線電話装置又は固定式双方向無線電話装置について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係） 船舶検査（船舶検査） 年 月 日
船主氏名 船名
船舶検査官
2 認定を受けるようとする船舶又は船舶の船主
1 認定を受けるようとする船舶又は船舶の船主
2 認定を受けるようとする船舶又は船舶の船主

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係） 船舶検査（船舶検査） 年 月 日
船主氏名 船名
船舶検査官
1 認定を受ける船舶又は船舶の船主
2 認定を受ける船舶又は船舶の船主
3 認定を受ける船舶又は船舶の船主
4 認定を受ける船舶又は船舶の船主

第3号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係） 船舶検査（船舶検査） 年 月 日
船主氏名 船名
船舶検査官
1 認定を受ける船舶又は船舶の船主
2 認定を受ける船舶又は船舶の船主
3 認定を受ける船舶又は船舶の船主
4 認定を受ける船舶又は船舶の船主

と雖、4ミリメートル以上とする。

第5号様式（第8条関係）

1 枚、4 ミリメートル厚以上とする。

第6号様式（第8条関係）

[illegible]

下記の事業場について、船舶安全法第6条ノ3の整備に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第20条第1項の規定により申請します。

- 1 認定を受けようとする事業場の名称及び所在地
- 2 認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

第7号様式（第20条関係）

第11号様式（第34条関係）

期日号様式（第310号附）

事業認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 閣

申請者の氏名又は
法人名称及び住所

下記の事業計画について、新設認定法第6条ノ4の申請書と並行に、併合認定を受けたので、新設認定法の規定に基づく事業計画の認定に関する附則第310条第1項の規定により申請します。

- 1 認定を受けたようとする事業の名称及び所在地
- 2 認定を受けたようとする新設又は併合の理由

第12号様式（第36条関係）

第12号様式（第36条関係）

運輸支那 事業報告 認定書

第 号

第 期

船舶安全法第4条第1項第1号の規定により下記のとおり認定する。

1 認定に係る事業報告の名称及び所管船

2 認定に係る船舶の名称及び船種

3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

国土交通大臣 印

第13号様式（第44条の2関係）

第13号様式（第44条の2関係）

変更承認申請書

年 月 日

国土交通大臣 運輸支那部長 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

年 月 日、目的（船体工事等）及び申請工事、整備又は設備（本装置等）に係る認定について、下記のとおり認定の有効期間を自ら申請認定に係る船舶に附与中の期間を変更したいので、船舶安全法の規定に基づく事業報告の認定に関する規則第44条の第1項の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

第14号様式（第47条関係）

第14号様式（第47条関係）

手数料納付書

年 月 日

国土交通大臣 運輸支那部長 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

1 申請事項

2 金額

3 備考

印 入

印 納